# <企画課監査指導室>

# 1 平成16年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

# (1) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査 について」(平成15年3月28日障第 0328016 号厚生労働省社会・援護局障害 保健福祉部長通知)の別添1「障害福祉施設指導監査指針」及び別添2「入所措 置事務等実施機関指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努めら れたい。

また、障害福祉施設等における不詳事案が発生し新聞等で報道されているが、 これらは本来あってはならないことであることから、入所者等に対する適切な処 遇を確保する観点から、関係法令等に基づく適正かつ厳正な執行をいただきたく、 特段のご配意をお願いする。

イ 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、 その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の 確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られる よう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を 実施するとともに、職員の資質の向上のための研修の充実に努め、有用な人材の 確保及びその定着が図られるよう指導方お願いする。

## (2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について

支援費制度に対する指導監査については、「指定居宅支援事業者等の指導監査について」(平成15年3月28日障第0328011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導については、「支援費支給事務等の市町村の指導について」(平成15年3月28日障第0328014号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「市町村指導指針」を参考として、円滑かつ適正な運営の確保

を図るため、適切な助言指導を行うことが重要であることから、地方自治法に基づき、管内市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市が定期的な指導の 実施に努められたい。

# (3)特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

## ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」(昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知)及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監督の実施について」(平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。)を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任(専決権付与等)している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査 担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

#### イ 平成16年度指導監査の重点事項等

#### (ア) 特別児童扶養手当について

#### ① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等 が確保されるよう指導されたい。

## ② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への 照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸 籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

## ③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、身分関係及び生計維持関係については、戸籍及び住民票によるほか、別居監護の場合には、必要な証明書により確認することとし、また、所得状況については課税台帳等により確認するよう、的確な

審査を指導されたい。

# (イ)特別障害者手当等について。

# ① 適正な障害程度の認定

障害程度については、障害程度認定基準(昭和60年12月28日社更第 162号厚生省社会局長通知)「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害 程度認定基準について」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

# ② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等により的確に所 得審査を行うよう指導されたい。

## ③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

### (4)精神病院に対する指導監査について

精神病院に対する指導監査については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)関係行政事務指導監査において、精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な指導監査に努められたい。

## 2 平成16年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

# (1)特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成16年度に都道府県に対して行う指導監査の実施計画については、別紙1の とおりであるので、ご了知願いたい。

# (2)精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、平成16年度においても、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成16年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いする。

# (指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況(処理期間等)
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況(公費負担の承認内容、連名簿等の審査 点検等)
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

## 3 その他

平成15年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等 の指導実施状況の提出については、別途通知するので提出方お願いする。

平成16年度 障害福祉関係 (特別児童扶養手当等) 指導監査実施計画 (案)

|          | 4月 | 5月  | 6月  | 7 月 | 8月 | 9月  | 10月 | 11月 | 12月  | 1月   | 2月  | 3月 |
|----------|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|------|------|-----|----|
|          |    | 栃木県 | 茨城県 | 青森県 |    | 宮城県 | 福岡県 | 山口県 | 岐阜県  | 沖縄県  | 香川県 |    |
| 実施計画 (案) |    | 群馬県 | 愛知県 | 石川県 |    | 福島県 | 新潟県 | 秋田県 | 静岡県  | 鹿児島県 | 熊本県 |    |
|          |    |     |     | 岩手県 |    | 北海道 |     | 島根県 | 神奈川県 | 愛媛県  |     |    |
|          |    | (2) | (2) | (3) |    | (3) | (2) | (3) | (3)  | (3)  | (2) |    |

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。

平成16年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画 (精神保健福祉法関係)

| 実施計画               | 都道府県・指定都         | 市 備 考                |
|--------------------|------------------|----------------------|
| 各都道府県・市<br>ごと実施日を定 | (都道府県) [         | 23] (注)              |
| め通知                | 宮城県 茨城県 群馬県 埼田   | ては、都合に               |
|                    | 東京都神奈川県長野県岐阜     | より変更する<br>3 県 ことがある。 |
|                    | 静岡県愛知県滋賀県大阪      | 京府                   |
|                    | 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥耳  | 文 県                  |
|                    | 島根県岡山県香川県福岡      | 引 県                  |
|                    | 佐賀県 長崎県 大分県      |                      |
|                    | (指定都市) [         | 7]                   |
|                    | 札幌市 ざたま市 横浜市 大阪  | 文 市                  |
|                    | 神 戸 市 広 島 市 北九州市 |                      |
|                    | [合 함             | 30]                  |
|                    |                  |                      |
| ·                  |                  |                      |
|                    |                  |                      |
|                    |                  |                      |

※ 平成15年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成 16年度において追加して実施する場合がある。